

## 被災者支援のための

# 「地域支えあいセンター事業について」

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

(所管 中核支えあいセンター)

仙台市社会福祉協議会では、東日本大震災による被災者支援のため、「地域支えあいセンター事業」を開始します。

## 1 事業の趣旨

東日本大震災では、仙台市内で約 1 万世帯が住む家を失い、応急仮設住宅への転居を余儀なくされました。このうち、民間アパート等の借上げ民間賃貸住宅に転居された世帯が 80%以上を占めています。

借上げ民間賃貸住宅は、市内全域に点在していることから、被災世帯がまとまって入居しているプレハブ仮設住宅と比べ各種の被災者支援情報や生活関連情報が届きにくく、また支援活動の手も届きにくい状況にあります。

こうした状況を踏まえ仙台市社会福祉協議会では、平成 23 年 12 月から地区ごとに順次地域支えあいセンターを開設し、生活支援相談員による各種被災者支援情報等の提供や生活上の様々な困りごとの相談を受け、支援施策に確実につなげていくための巡回相談を行います。

また、地域の方々や関係機関、ボランティア団体等と連携し、各種イベントの企画やふれあいサロン、茶話会の開催など交流の場づくりをすすめ、被災された方々の生活支援と地域支援活動に取り組んでまいります。

## 2 活動内容

### (1)巡回相談

生活支援相談員が相談内容に応じて情報を提供したり、区社会福祉協議会や区役所、専門機関、支援団体へ確実につなぐなどして解決に向けた支援を行います。

#### <巡回相談所の開設>

当初は、借上げ民間賃貸住宅が概ね 200 世帯を超える地区の市民センターを会場に週 1 回程度開設します。平成 23 年度は市内 20 カ所程度で開設する予定です。

### <個別訪問>

民生委員児童委員等と連携を図りながら希望する世帯や必要な世帯へ訪問し、生活上の様々な困りごとの相談に応じます。

### (2) 被災者支援のための情報コーナーの設置

各種の被災者支援情報やそれぞれの地域で行われるふれあいサロン情報、チラシ等が身近な場所でいつでも入手できるよう、原則すべての市民センターに被災者支援のための情報コーナーを設置します。

### (3) 交流イベントやふれあいサロン活動等を通じた地域支援

地域の方々などの協力を得ながら巡回相談所の開設にあわせた交流イベントの企画やふれあいサロン、茶話会などを開催し、地域住民との交流の場づくりを進めます。

## ◆ 仙台市社会福祉協議会について ◆

仙台市社会福祉協議会は、「一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とし、地域の方々やボランティア、福祉関係者、行政機関等の協力を得ながらさまざまな地域福祉事業を進めています。

<地域支えあいセンター事業についてのお問い合わせは>

#### 中核支えあいセンター

仙台市青葉区五橋 2-12-2 仙台市福祉プラザ 4F

電話 2 2 3 - 2 0 2 6 (仙台市社会福祉協議会 地域福祉係)

※10月末までは開設準備のため、仙台市福祉プラザ 6Fで事務を行っています。11月以降は直通電話(番号未定)になります。

<各区の社会福祉協議会はこちらです>

- ▶青葉区社会福祉協議会・・・電話 2 6 5 - 5 2 6 0
- ▶青葉区社会福祉協議会宮城支部・・・電話 3 9 2 - 7 8 6 8
- ▶宮城野区社会福祉協議会・・・電話 2 5 6 - 3 6 5 0
- ▶若林区社会福祉協議会・・・電話 2 8 2 - 7 9 7 1
- ▶太白区社会福祉協議会・・・電話 2 4 8 - 8 1 8 8
- ▶泉区社会福祉協議会・・・電話 3 7 2 - 1 5 8 1

社会福祉協議会(社協)は、社会福祉法(第109条)の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、全国、都道府県、市区町村単位に設置されています。